

# 「愛知県消費生活審議会」の委員を公募します！

愛知県では、県民の方に消費者代表として「愛知県消費生活審議会」にご参加いただき、消費者の視点から幅広くご意見をいただくため、次のとおり委員を公募します。

## 委員の役割

審議会に出席し、消費者行政施策の基本的事項やその他施策の実施に係る重要な事項について、調査・審議していただきます。

※委員の氏名、審議会における発言内容等は、県民生活課Webページ等で公表します  
※審議会に出席した場合は、県の規定により報酬及び交通費をお支払いします

## 募集人数

2名程度（委員数20名のうちの公募委員枠）

## 委員の任期

2024年4月1日～2026年3月31日（**2年間**）

## 応募資格

- ① 消費者問題に関心のある方
- ② 愛知県在住で、2024年4月1日現在、満18歳以上の方
- ③ 年2回程度の指定した平日の昼間の会議（名古屋市内予定）に出席できる方
- ④ 国家公務員又は地方公務員でない方
- ⑤ 愛知県消費生活審議会委員の経験がない方
- ⑥ 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員でない方



## 応募期間

2023年11月16日（木）～2023年12月14日（木）【**必着**】

## 応募方法

次の書類（2点）を、郵送・メールのいずれかの方法により提出してください。

### ○ 愛知県消費生活審議会委員応募申込書（裏面）

応募申込書は、県民生活課のWebページからダウンロードすることができます。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/press-release/2023koubo.html>

### ○ 作文 テーマ「愛知県の消費者行政に求められるもの」（1,000文字以内）（様式自由）

【提出先】 郵送： 〒460-8501（住所記載不要）  
愛知県 県民文化局 県民生活部 県民生活課 宛

メール： [kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp)

※ 記載された内容については、委員選考の目的以外には使用しません。また、応募書類は返却しません。



## 選考方法

選考委員会において、応募書類による選考後、**1月下旬（予定）に面接**を行い、決定します。なお、**選考の結果は、応募者全員に文書で通知**します。

SNSにて消費生活に関する  
情報を発信しています！



X(旧:Twitter)  
@AichiKurashiWeb

# 愛知県消費生活審議会委員 応募申込書

愛知県消費生活審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな		生年月日	年 月 日生
氏名		年齢 (2024年4月1日現在)	歳
住所	〒		
連絡先	電話番号( )	—	
	FAX番号( )	—	
	電子メールアドレス		
職業		勤務先	
社会活動 経験等			
自己PR (応募動機等)			

## 【記入にあたって】

- ・「連絡先」は、最も連絡の取りやすい連絡先を記入してください。
- ・「社会活動経験等」欄は、消費生活等の団体やグループ・サークルでの活動経験や、国・県・市町村のモニター経験など、主なものを記入してください。
- ・記載された内容については、委員選考の目的以外に利用しません。

## 【添付書類】

作文「愛知県の消費者行政に求められるもの」(題名と氏名を除く 1,000 字以内、様式自由)を添えて提出してください。